

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

○福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第三十二号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 前条に規定するもののほか、地方振興局に属する部及び出納室に属する課の課長並びに地方振興局の出張所の出張所長は、当該地方振興局の分掌事務のうち当該課及び出張所に係る事務を点検する。

第二十七条の二中「前二条」を「第二十六条及び第二十七条」に改め、同条の表復興支援・地域連携室副室長の項中「補佐し、」の下に「並びに」を、「事務を」の下に「点検し、及び」を加え、同条を第二十七条の三とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。
第二十七条の二 前条に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

出先機関（東京事務所を除き、出先機関の出張所等を含む。以下この表において同じ。）の内部組織である課の課長、科の科長及び学科の学科長	出先機関の分掌事務のうち当該課、科及び学科に係る事務を点検する。
出先機関の内部組織である部（事務部、診療相談部、看護部、薬剤部及び生活指導部を含む、当該部に属する課、科及び学科があるものを除く。）の部長（事務長、診療相談部長、看護部長、薬剤部長及び生活指導部長を含む。）	出先機関の分掌事務のうち当該部に係る事務を点検する。
出先機関であって、その内部組織がないものの次長（次長が置かれていない出先機関にあっては、出先機関の長）	出先機関の分掌事務を点検する。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定するもののほか、農業総合センター有機農業推進室の有機農業推進室長にあっては農業総合センターの分掌事務のうち有機農業推進室に係る事務を、総合療育センター発達障がい者支援センターの発達障がい者支援センター長にあっては総合療育センターの分掌事務のうち発達障がい者支援センターに係る事務を点検する。
第二十八条中「から第二十七条の二までの規定」を、「第二十七条及び第二十七条の三」に改める。
別表第三の二の表福島県公務災害補償等審査会の項を削り、同表福島県入札制度等監視委員会の項の次に次のように加える。

福島県公務災害補償等審査会	県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年福島県条例第四十五号）第十八条第二項の規定による補償の実施に係る審査の申立てに関する事項の審査に関すること。	総務部人事総室職員研修課
---------------	---	--------------

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第三十三号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成十九年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第九号中「医師法第十六条の二第一項」を「条例第六条第一項」に、「臨床研修」を「県内臨床研修」に改める。

様式第六号中「臨床研修等従事期間」を「県内臨床研修等従事期間」に改め、「貸与の種類に応じて」及び「又は同項第3号」を削り、「医師勤務等従事期間」を「県内臨床研修等従事期間」に改め、「又は同項第4号」を削り、「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第3号」に改める。

様式第十号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に、「対象医療機関等」を「公的医療機関等」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号。以下「修学資金条例」という。）第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者及び福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第十四号。以下「一部改正条例」という。）の施行の際現に修学資金条例第三条第四項に規定する契約の相手方であって、一部改正条例による改正後の修学資金条例第六條第一項に規定する臨床研修に従事する前に一部改正条例附則第二項の規定により知事へ申出を行ったもの（以下「改正適用申出者」という。）について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者（改正適用申出者を除く。）については、なお従前の例による。
- 一部改正条例附則第二項の申出は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

（私学・法人課）

福島県規則第三十四号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成十六年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第七号中「第六条、第七条又は第九条」を「第六条第一項又は第八条」に、「第六号、第七号各号又は第九号各号」を「第六条第一項各号又は第八号各号」に改める。
- 第八号中「第八号第一項ただし書」を「第七号第一項ただし書」に改める。
- 第九号中「第十条」を「第九条」に改める。
- 第十一条第一項第九号中「医師法第十六条の二第一項」を「条例第六条第一項」に、「臨床研修」を「県内臨床研修」に改め、同項第十号中「第六条」を「第六条第一項」に、「対象医療機関医師として」を「対象医療機関勤務に」に、「勤務した」を「従事した」に、「勤務しなくなった」を「従事しなくなった」に改め、同項第十一号中「第

六条」を「第六条第一項」に改め、「条例第七条第一号に規定する」を削る。

様式第五号中「対象医療機関医師としての勤務」を「県内臨床研修、対象医療機関勤務又は県内後期研修のいずれか」に改め、「の貸与を受けた期間」の次に「の2分の3に相当する期間」を加え、「第6条第1号又は条例第7条第1号」を「第6条第1項第1号」に、「第6条第2号又は条例第7条第2号」を「第6条第1項第2号」に、「第8条第1項第4号から第6号まで」を「第7条第1項第4号及び第5号」に、「第9条第1号」を「第8条第1号」に、「第9条第2号」を「第8条第2号」に改め、「第9条第1号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改め、同様式備考1中「4」を「5」に改め、同様式備考2中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例（平成十六年福島県条例第五十九号）第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者及び福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第二十二号。以下「一部改正条例」という。）の施行の際現に同項に規定する契約の相手方のうち同項に規定する大学の医学を履修する課程に在学している者又は修学資金の貸与を受けた者のうち医師となっていない者のいずれかであって、一部改正条例附則第二項の規定により知事へ申出を行ったもの（以下「改正適用申出者」という。）について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者（改正適用申出者を除く。）については、なお従前の例による。
- 一部改正条例附則第二項の申出は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

（地域医療課）

福島県規則第三十五号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成二十二年福島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第七号中「第七条、第八条又は第十条」を「第七条第一項又は第九条」に、「第七号各号、第八号各号又は第十号各号」を「第七条第一項各号又は第九条各号」に改める。
- 第八号中「第九条第一項ただし書」を「第八条第一項ただし書」に改める。
- 第九号中「第十一条」を「第十条」に改める。
- 第十一条第一項第九号中「臨床研修」を「条例第七条第一項に規定する県内臨床研修」に、「当該臨床研修」を「当該県内臨床研修」に改め、同項第十号中「後期研修又は条例第八条第一項第一号に規定する」を「条例第七条第一項に規定する後期研修又は」に改める。
- 様式第五号中「公的医療機関医師としての勤務」を「県内臨床研修、公的医療機関勤務又は県内後期研修のいずれか」に、「第7条第1号又は条例第8条第1号」を「第7

条第1項第1号」に、「第7条第2号又は条第8条第2号」や「第7条第1項第2号」に、「第9条第1項第4号から第6号まで」や「第8条第1項第4号及び第5号」に、「第10条第1号」や「第9条第1号」に、「第10条第2号」や「第9条第2号」に改める。

様式第十一号中「臨床研修に」を「県内臨床研修に」に改め、同様式備考1中「4」を「5」に改め、同様式備考2中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号。以下「修学資金条例」という。）第三条に規定する地域医療医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者及び福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第二十四号。以下「一部改正条例」という。）の施行の際現に同条に規定する契約の相手方のうち修学資金条例第二条第一号に規定する指定大学の医学を履修する課程に在学している者であつて、一部改正条例附則第二項の規定により知事へ申出を行ったもの（以下「改正適用申出者」という。）について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者（改正適用申出者を除く。）については、なお従前の例による。

3 一部改正条例附則第二項の申出は、知事が別に定める申請書により行うものとする。
（地域医療課）